

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：桜井市

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	88.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.2%
全職員	66.8%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	101.5%
本庁課長相当職	97.1%
本庁課長補佐相当職	97.4%
本庁係長相当職	98.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	92.1%
31～35年	87.4%
26～30年	93.0%
21～25年	92.8%
16～20年	95.5%
11～15年	75.2%
6～10年	94.4%
1～5年	87.9%

【説明欄】

1. 全職員に係る情報のうち、全職員の差異が大きくなっているのは、臨時的任用職員・会計年度任用職員の女性比率が多く、常勤職員が多い男性とは給与差が大きくなるため。

2-(2). 勤続年数別男女の給与の差異のうち、11～15年の差異が大きくなっているのは、育児休業を取得した女性職員の割合が多かったため。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。